

添付資料 不登校特例校全国連絡協議会規約（案）

令和5年2月5日制定

（目的）

第1条 不登校特例校全国連絡協議会（以下「協議会」という）は、増加しつつある不登校の子どもの成長支援と自立を目指し、文部科学省の協力を得ながら、不登校特例校および関係自治体相互の連携により、各校の教育実践力を高めていくとともに、広く不登校特例校設置の促進を図る

（事務所）

第2条 協議会は事務所を、幹事校の住所地に置く

（事業）

第3条 協議会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う

- （1） 年1回、協議会主催の全国の集いを開く その折には、各校・各団体の取り組みについて、わかるものを含めた報告書を作成する
- （2） 不登校特例校の教育を広く理解してもらい、また充実させていくため広報活動や学習会を行う
- （3） 前2号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なことを行う

（組織）

第4条

- （1） 協議会は以下をもって組織する
 - （ア） 不登校特例校
 - （イ） 不登校特例校を設置する自治体
 - （ウ） 不登校特例校を準備している自治体・団体
- （2） 当面、年度毎に、幹事校、副幹事校を選出する

（正副会長及び事務局）

第5条

- （1） 会長を幹事校から、副会長を副幹事校から選出する
- （2） 会長は協議会を代表しその会務を総理する
- （3） 副会長は、会長を補佐し協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは会長の職務を代行する

(4) 本協議会の運営を担うために、事務局を設置する

(総会)

第6条

- (1) 協議会の総会（以下「総会」という）は、会長が招集し、会長が議長となる
- (2) 総会の議決方法は過半数の議決をもって決し、可否同数の場合は会長が決する
- (3) 総会は年1回以上行うものとし、必要に応じて開催する
- (4) 総会においてその年度の決算を報告し、承認を得るものとする
- (5) 協議会は必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料の提出や総会への出席を依頼し、助言等を求めることができる

(協議結果の尊重)

第7条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成校はその協議結果を尊重する

(分科会)

第8条

- (1) 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる
- (2) 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定めることとする

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、会費・寄附・その他をもって充てる

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、総会の議決を持って決する

(協議会が解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する

附則

- 1 この規約は令和5年2月5日から実施する
- 2 規約の制定日にかかわらず、会費は令和5年4月1日より発生するものとする